

# けんりようご 権利擁護の そうたんコーナー

## 今月のそうたん

法定後見制度は3種類あると聞きましたが、  
どう違うのでしょうか。

**Q** 私の父には認知症があるのですが、その程度はまだ軽く、お金の管理等も全くできないというわけではありません。民法で定められている成年後見制度（法定後見制度）には3種類あると聞きましたが、その内容や違いを教えてください。

**A** 成年後見制度は、財産等の管理能力、判断能力等が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を支援するためのものですが、一方で、ご本人の自己決定権を尊重する必要もあります。そこで民法では、本人の能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの制度が定められており、それぞれ内容が異なっています。

まず、本人が事理弁識能力（物事を理解する能力）を常に欠いている場合には「後見」が相当となります。この場合には、裁判所から選任された後見人が、本人の代理人として全ての法的な行為を行うことができ、本人の行った契約行為等（日用品の購入等を除く）は後見人が取り消すことができます。

次に、本人の事理弁識能力が著しく不十分な場合には「保佐」が相当となります。この場合には、不動産売買や遺産分割等の重要な財産的行為（民法13条で列挙されています）を行うときに保佐人の同意が必要となり、同意なく本人がした上記の行為は、保佐人が取り消すことができます。

最後に、本人の事理弁識能力が不十分な場合、「補助」が相当となります。この場合、重要な財産的行為のうちの一部について、補助人の同意を必要とすることができ、同意なく本人がした行為は補助人が取り消すことができます。ただし、補助の場合は、どの行為について補助人の同意を必要とするかを決めるには本人の同意が必要です。

このように3種類の制度は、本人の能力に応じて、後見人等の権限の範囲が異なっており、家庭裁判所の判断を経て、本人の能力に最も相応しい制度が適用されることとなりますが、どの制度が相当かを決定するに当たり、医師の診断書等が必要となっています。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

## 総合相談所のお知らせ

### ◎心配ごと相談 （法律専門相談）

宍粟防災センター

10月21日、28日（金）

11月4日、11日、18日（金）

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

（山崎支部 621-5530）

### ◎結婚相談

宍粟防災センター

10月20日、11月17日（木）

午後1時30分～4時

### ◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、  
介護に関する相談や苦情、  
福祉サービス等の相談を受付  
けています。

お気軽にご相談ください。

### ◎無料弁護士相談

土居由佳弁護士（姫路  
総合法律事務所）による  
無料法律相談です。

●千種保健福祉センター

11月16日（水）

午後1時～4時

●宮保健福祉センター

11月29日（火）

午後1時～4時

○1件30分

定員6名（各センター）

○事前に電話予約が必要  
です。

○先着順で受け付けますが、  
初めて利用される方を  
優先します。

○申し込み：社協本部

（☎72-88787）

※秘密は厳守します。相談は  
いずれも無料です。市内に  
お住まいの方が対象です。

読者の  
感想より

権利擁護のそうたんコーナーで、成年後見制度について詳しく掲載されていたので、よかった。  
参考になります。（山崎町 女性）